

令和6年度

東北農政局管内国営事業総合技術支援業務

現 場 説 明 書

東北農政局土地改良技術事務所

1 作業歩掛について

「農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（以下「積算基準」という。）に定められていない作業歩掛については、表－１のとおり考えている。また、積算基準の標準歩掛以外の作業歩掛（作業歩掛に付随した機械経費及び材料費を含む）については、歩掛の妥当性を検証するために歩掛実態調査を行うこととしており、調査様式は監督職員が別途指示する。

表－１ 作業歩掛

（単位：人）

作業項目	単位	設計作業歩掛				
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 国営浅瀬石川二期地区（中泉排水機場）						
1-1 外部技術者の選定	1 式	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0
1-2 現地調査	1 式	0.0	2.0	2.0	2.0	0.0
1-3 検討内容の整理・課題の確認	1 式	0.5	1.0	1.5	1.0	0.0
1-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理 （外業）	1 式	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
1-5 留意すべき事項と対応案の検討・整理 （内業）	1 式	1.0	3.0	3.0	3.0	0.0
2. 国営山王海葛丸地区（稲荷頭首工）						
2-1 外部技術者の選定	1 式	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0
2-2 現地調査	1 式	0.0	2.0	2.0	2.0	0.0
2-3 検討内容の整理・課題の確認	1 式	0.5	1.0	1.5	1.0	0.0
2-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理 （外業）	1 式	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
2-5 留意すべき事項と対応案の検討・整理 （内業）	1 式	1.0	3.0	3.0	3.0	0.0
3. 国営母畑地区（千五沢ダム取水塔）						
3-1 外部技術者の選定	1 式	0.5	1.5	0.0	0.0	0.0
3-2 現地調査	1 式	0.0	2.0	2.0	2.0	0.0
3-3 検討内容の整理・課題の確認	1 式	0.5	1.0	1.5	1.0	0.0
3-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理 （外業）	1 式	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0
3-5 留意すべき事項と対応案の検討・整理 （内業）	1 式	1.0	3.0	3.0	3.0	0.0
4. 合同委員会の設営・とりまとめ	1 式	1.5	2.5	2.5	2.0	2.0
5. 点検・とりまとめ	1 式	1.5	3.0	4.5	4.5	4.5
計（人）		12.0	31.0	26.5	24.5	6.5

2 歩掛・単価の適用期について

積算に使用する歩掛（表－１の作業歩掛を除く。）及び単価については、以下のホームページで公表されている入札開始時点の最新を適用する。

（１）歩掛及び技術者基準日額 農林水産省ホームページ

ホーム > 農村振興 > 土地改良工事積算基準等の改正について

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>

（２）資材価格 東北農政局ホームページ

ホーム > 入札情報・お問合せ > 発注・入札情報、その他公表事項

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>

3 現地調査について

- (1) 特別仕様書別紙－2 作業項目内訳表に示す「1-2 現地調査」、「2-2 現地調査」及び「3-2 現地調査」は、受注者が業務遂行のために、業務着手時に行う現地調査のことであり、交通手段は公共交通機関で最寄りの新幹線駅まで移動し、その後、レンタカーを調達し、現地に滞在して2泊3日の行程で行うことを見込んでいる。
- (2) 積算上の基地は、東京都港区虎ノ門としている。
- (3) 日当及び宿泊費は、10%で割戻した金額で算定している。なお、技師Aは国家公務員行（一）職6級相当、技師Bは5級相当、技師Cは4級相当の金額で算定している。
- (4) 現地調査の移動経路については次表のとおり考えている。

地 区 名	基地（東京都港区虎ノ門） ～現地移動手段	レンタカー 手配日数	備 考
国営浅瀬石川二期地区 （中泉排水機場）	【1日目】 東京都港区虎ノ門～東京駅（新幹線）～新青森駅 ～レンタカー調達～現地（中泉排水機場） ～五所川原市宿泊 【2日目】 宿泊場所～現地（中泉排水機場）～五所川原市宿泊 【3日目】 宿泊場所～現地（中泉排水機場）～レンタカー返却 ～新青森駅（新幹線）～東京駅～東京都港区虎ノ門	3.0 日間	
国営山王海葛丸地区 （稲荷頭首工）	【1日目】 東京都港区虎ノ門～東京駅（新幹線）～盛岡駅 ～レンタカー調達～現地（稲荷頭首工） ～盛岡市宿泊 【2日目】 宿泊場所～現地（稲荷頭首工）～盛岡市宿泊 【3日目】 宿泊場所～現地（稲荷頭首工）～レンタカー返却 ～盛岡駅（新幹線）～東京駅～東京都港区虎ノ門	3.0 日間	
国営母畑地区 （千五沢ダム取水塔）	【1日目】 東京都港区虎ノ門～東京駅（新幹線）～郡山駅 ～レンタカー調達～現地（千五沢ダム取水塔） ～郡山市宿泊 【2日目】 宿泊場所～現地（千五沢ダム取水塔）～郡山市宿泊 【3日目】 宿泊場所～現地（千五沢ダム取水塔） ～レンタカー返却～郡山駅（新幹線）～東京駅 ～東京都港区虎ノ門	3.0 日間	

4 外部技術者派遣について

- (1) 特別仕様書別紙－2 作業項目内訳表に示す「1-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」、「2-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」及び「3-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」において、外部技術者を2回派遣することとしている。
- (2) 特別仕様書別紙－2 作業項目内訳表に示す「1-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」、「2-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」及び「3-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」において、1回目の派遣は現地調査0.5日と発注業務の打合せ出席0.5日を見込んでいる。2回目の派遣は発注業務の打合せ出席0.5日を見込んでいる。

- (3) 特別仕様書別紙－2作業項目内訳表に示す「1-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」、「2-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」及び「3-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」において、受注者は各回に技師A相当技術者が1名同行することとして見込んでいる。
- (4) 特別仕様書別紙－2作業項目内訳表に示す「1-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」、「2-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」及び「3-4 留意すべき事項と対応案の検討・整理（外業）」における外部技術者1回目の派遣にかかる旅費交通費は、最寄り新幹線の駅まで一般交通機関で移動する。そこでレンタカー（ワゴンクラス）を調達し、外部技術者と同乗し、移動することで見込んでいる。
- (5) 積算上の基地は、東京都港区虎ノ門としている。
- (6) 日当及び宿泊費は、10%で割戻した金額で算定している。なお、外部技術者及び技師Aは国家公務員行（一）職6級相当の金額で算定している。
- (7) 外部技術者派遣1回目の移動経路については次表のとおり考えている。

地 区 名	外部 技術者	旅程	基地（東京都港区虎ノ門） ～現地移動手段
国営浅瀬石川二期地区 （中泉排水機場）	2名	1泊2日	- 東京都港区虎ノ門～東京駅（往復）【東京メトロ】 - 東京駅～新青森駅（往復）【東北新幹線】 - 新青森駅～現地～事務所～新青森駅【レンタカー】
国営山王海葛丸地区 （稲荷頭首工）	2名	1泊2日	- 東京都港区虎ノ門～東京駅（往復）【東京メトロ】 - 東京駅～盛岡駅（往復）【東北新幹線】 - 盛岡駅～現地～事業所～盛岡駅【レンタカー】
国営母畑地区 （千五沢ダム取水塔）	2名	1泊2日	- 東京都港区虎ノ門～東京駅（往復）【東京メトロ】 - 東京駅～郡山駅（片道）【東北新幹線】 - 郡山駅～現地～石川母畑 IC ～福島西 IC～事務所（片道）【レンタカー】 - 笹谷駅～福島駅（片道）【福島交通飯坂線】 - 福島駅～東京駅（片道）【東北新幹線】

注1) 外部技術者の最寄り新幹線の駅から現地までの移動は、受注者調達のレンタカー（ワゴンクラス）に同乗し、移動する。

- (8) 外部技術者派遣1回目における各地区の事業所発注業務の打合せの開催場所は以下のとおり考えている。

地 区 名	市町村名	開催場所
国営浅瀬石川二期地区	青森県黒石市	東北農政局津軽土地改良建設事務所
国営山王海葛丸地区	岩手県紫波郡紫波町	東北農政局山王海葛丸事業所
国営母畑地区	福島県福島市	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

- (9) 外部技術者派遣2回目の移動経路については次表のとおり考えている。

地 区 名	外部 技術者	旅程	基地（東京都港区虎ノ門） ～現地移動手段
国営浅瀬石川二期地区 （中泉排水機場）	2名	1泊2日	- 東京都港区虎ノ門～東京駅（往復）【東京メトロ】 - 東京駅～新青森駅（往復）【東北新幹線】 - 新青森駅～黒石駅（往復）【弘南バス】
国営山王海葛丸地区 （稲荷頭首工）	2名	1泊2日	- 東京都港区虎ノ門～東京駅（往復）【東京メトロ】 - 東京駅～盛岡駅（往復）【東北新幹線】 - 盛岡駅～紫波中央駅（往復）【東北本線】

国営母畑地区 (千五沢ダム取水塔)	2名	1泊2日	・東京都港区虎ノ門～東京駅（往復）【東京メトロ】 ・東京駅～福島駅（往復）【東北新幹線】 ・笹谷駅～福島駅（往復）【福島交通飯坂線】
----------------------	----	------	--

注1) 最寄り駅から事業所までの移動は、徒歩等で移動する。

- (10) 外部技術者派遣2回目における各地区の事業所発注業務の打合せの開催場所は以下のとおり考えている。

地 区 名	市町村名	開催場所
国営浅瀬石川二期地区	青森県黒石市	東北農政局津軽土地改良建設事務所
国営山王海葛丸地区	岩手県紫波郡紫波町	東北農政局山王海葛丸事業所
国営母畑地区	福島県福島市	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

5 合同委員会について

- (1) 特別仕様書別紙ー2作業項目内訳表に示す「4. 合同委員会の設営・とりまとめ」は、Web 会議システムで開催することで見込んでいる。このため、旅費交通費は計上していない。
- (2) 合同委員会の開催時期は、令和7年2月を予定している。

6 打合せについて

- (1) 特別仕様書第4章に示す打合せは、原則として、Web 会議システムにより実施する。Web 会議システムによる打合せは、「Microsoft Teams」を使用する場合は、発注者が主催、その他のシステムを使用する場合は、監督職員と協議することとする。

- (2) 打合せ人員は、次表のとおり考えている。

(単位：人)

打合回数	打合せ段階	主任技師	技師A	技師B	備考
初 回	作業着手前の段階	0.5	0.5		
第2回	現地調査終了段階		0.5	0.5	
第3回	外部技術者派遣段階		0.5	0.5	
第4回	合同委員会の前段階		0.5	0.5	
最 終	報告書原稿作成段階	0.5	0.5		
	合 計	1.0	2.5	1.5	

- (3) 「打合せ」は、Web 会議システムにより実施するため、これに係る旅費交通費は計上していない。

7 旅行日にかかる基準日額

- (1) 受注者の現地調査旅行日にかかる基準日額は以下のとおり計上している。

地 区 名	計上日数	内 訳
国営浅瀬石川二期地区	1.0 日	往路0.5 日、復路0.5 日
国営山王海葛丸地区	1.0 日	往路0.5 日、復路0.5 日
国営母畑地区	1.0 日	往路0.5 日、復路0.5 日

- (2) 受注者の外部技術者派遣1回目旅行日にかかる基準日額は以下のとおり計上している。

地 区 名	計上日数	内 訳
国営浅瀬石川二期地区	1.0 日	往路 0.5 日、復路 0.5 日
国営山王海葛丸地区	1.0 日	往路 0.5 日、復路 0.5 日
国営母畑地区	1.0 日	往路 0.5 日、復路 0.5 日

- (3) 受注者の外部技術者派遣2回目旅行日にかかる基準日額は以下のとおり計上している。

地 区 名	計上日数	内 訳
国営浅瀬石川二期地区	1.0 日	往路 0.5 日、復路 0.5 日
国営山王海葛丸地区	1.0 日	往路 0.5 日、復路 0.5 日
国営母畑地区	1.0 日	往路 0.5 日、復路 0.5 日

8 電子成果品作成費について

本業務における電子成果品作成費は、「実施設計以外」による経費を見込んでいる。

9 開示用成果物について

特別仕様書第5-1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員0.5人及び電子媒体（CD-R等）1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF形式）を元に、PDFファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

10 印刷製本代

- (1) 一括計上価格に計上している印刷製本代は次表のとおりである。

① 外部技術者派遣1回目_国営浅瀬石川二期地区_中泉排水機場_打合せ資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	20.0	部	平とじ、A4サイズ、モノクロ16頁、カラー32頁程度

② 外部技術者派遣1回目_国営山王海葛丸地区_稲荷頭首工_打合せ資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	20.0	部	平とじ、A4サイズ、モノクロ16頁、カラー32頁程度

③ 外部技術者派遣 1 回目_母畑地区_千五沢ダム取水塔_打合せ資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	20.0	部	平とじ、A4 サイズ、モノクロ 16 頁、カラー32 頁程度

④ 外部技術者派遣 2 回目_国営浅瀬石川二期地区_中泉排水機場_打合せ資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	20.0	部	平とじ、A4 サイズ、モノクロ 16 頁、カラー32 頁程度

⑤ 外部技術者派遣 2 回目_国営山王海葛丸地区_稲荷頭首工_打合せ資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	20.0	部	平とじ、A4 サイズ、モノクロ 16 頁、カラー32 頁程度

⑥ 外部技術者派遣 2 回目_母畑地区_千五沢ダム取水塔_打合せ資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	20.0	部	平とじ、A4 サイズ、モノクロ 16 頁、カラー32 頁程度

(2) 合同委員会資料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	2.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	50.0	部	平とじ、A4 サイズ、モノクロ 16 頁、カラー32 頁程度

(3) 配布用報告書料

地 区 名	計上数量	単位	内 訳
基本料金	6.0	種類	オンデマンドプリント
会議資料	40.0	部	平とじ、A4 サイズ、モノクロ 50 頁、カラー100 頁程度

11 技術力の提供

(1) 一括計上価格に計上している、学識経験者及び外部技術者への諸謝金は次表のとおり計上している。

地 区 名	段階	名称	人数 (名)	旅程	計上 日数 (日・人)	区分
国営浅瀬石川二期地区	派遣1回目	外部技術者①	1	1泊2日	2	外部技術者
国営浅瀬石川二期地区	派遣1回目	外部技術者②	1	1泊2日	2	外部技術者
国営山王海葛丸地区	派遣1回目	外部技術者①	1	1泊2日	2	外部技術者
国営山王海葛丸地区	派遣1回目	外部技術者②	1	1泊2日	2	外部技術者
国営母畑地区	派遣1回目	外部技術者①	1	1泊2日	2	外部技術者
国営母畑地区	派遣1回目	外部技術者②	1	1泊2日	2	外部技術者
国営浅瀬石川二期地区	派遣2回目	外部技術者①	1	1泊2日	2	外部技術者
国営浅瀬石川二期地区	派遣2回目	外部技術者②	1	1泊2日	2	外部技術者
国営山王海葛丸地区	派遣2回目	外部技術者①	1	1泊2日	2	外部技術者
国営山王海葛丸地区	派遣2回目	外部技術者②	1	1泊2日	2	外部技術者
国営母畑地区	派遣2回目	外部技術者①	1	1泊2日	2	外部技術者
国営母畑地区	派遣2回目	外部技術者②	1	1泊2日	2	外部技術者
合同委員会	合同委員会	委員長	1	WEB 会議	1	学識経験者
合同委員会	合同委員会	国営浅瀬石川二期地区、国営山王海葛丸地区及び国営母畑地区の外部技術者	6	WEB 会議	6	外部技術者

(2) 直接経費（謝金）として、学識経験者は9,363円（税抜）、外部技術者は7,182円（税抜）を考えている。

(3) 学識経験者と外部技術者の積算基地は、東京都港区虎ノ門としている。

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完了保証人を付することができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏（官職・氏名）…注1」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官（官職・氏名）…注2」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する

場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等（官職・氏名）…注3」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証券等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証券をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証券等の提出又は寄託に代えて、電子証券等閲覧サービス（電子証券等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証券等を閲覧するために用いる契約情報（電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証券等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用

いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注 1：歳入歳出外現金出納官吏

東北農政局土地改良技術事務所庶務課長 鎌田 昇

注 2：政府保管有価証券取扱主任官

東北農政局総務部会計課 課長補佐（主計） 昆野 淳

注 3：分任支出負担行為担当官

東北農政局土地改良技術事務所長 親泊 安次